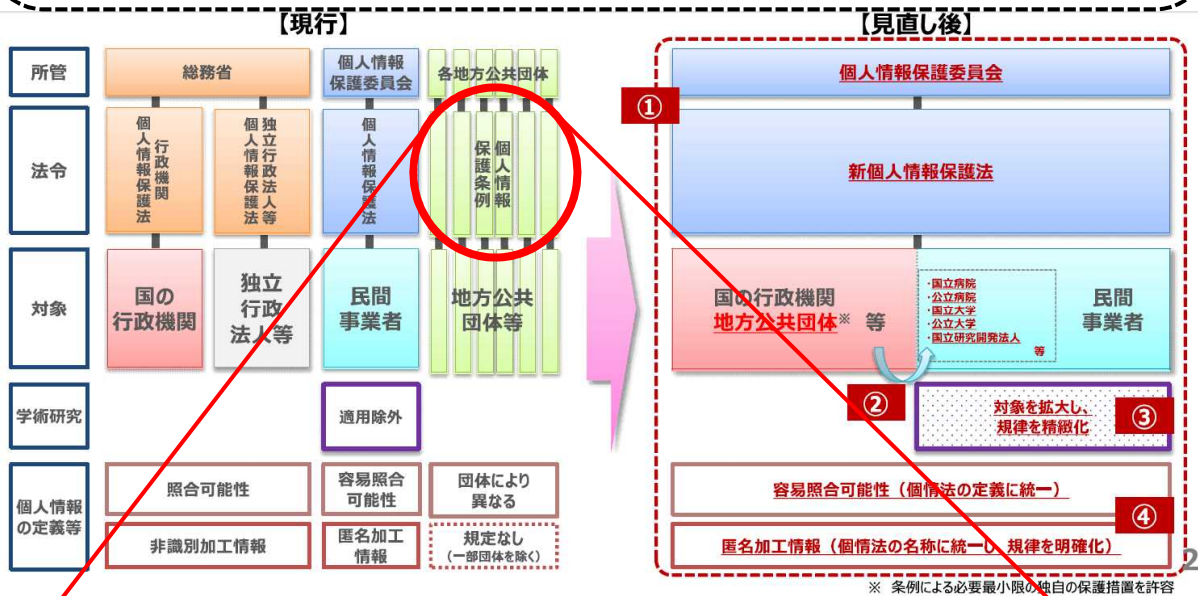


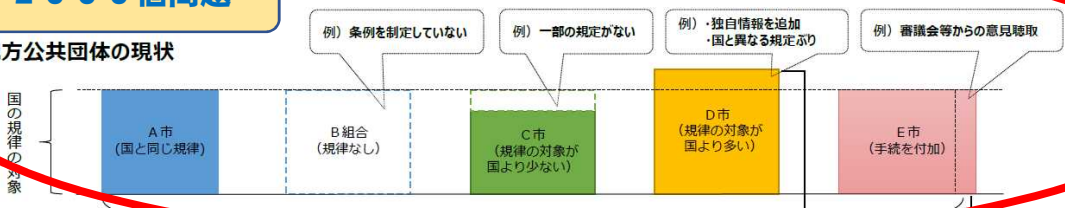
個人情報の保護に関する法律の改正

～改正の概要～
 デジタル社会形成のために「データの利活用」と「個人情報の保護」の両立が必要
 →デジタル社会形成整備法の制定により、個人情報保護法を改正
 従前、国及び各地方公共団体等が各々定めていた個人情報保護関係法令は個人情報保護法に統合される(下図のとおり)。それにより、デジタル社会形成整備法第51条の施行が予定されている令和5年春以後、本県の個人情報保護は、改正後の個人情報保護法に定められる全国的な共通ルールにのっとり運用することとなる。



2000個問題

地方公共団体の現状



改正の要点

- ① 現行の群馬県個人情報保護条例の廃止
- ② 個人情報保護法の改正後は、改正法に則った個人情報の取扱いがなされる
- ③ 各地方公共団体が、改正法から条例委任された部分を施行条例で規定
- ④ その他所要の規程整備

⇒ 令和5年春の改正法の施行に向けた準備を行う必要がある。

法改正後の個人情報保護制度における主な変更点

1 適用対象

(改正前) 県の機関及び地方独立行政法人(公立大学法人)は、県条例を適用

(改正後) 県の機関(県立病院・県議会を除く)・改正法の公的部門の規律を適用

県立病院・地方独立行政法人(公立大学法人)・ 〃 民間部門の規律を適用

県議会・改正法の適用除外、新たな個人情報保護に関する条例を制定

2 定義の一元化

「個人情報」の定義が変更(下線の文言が追加)

他の情報と容易に照合することにより個人を識別できる情報 → 照合容易性が要件

生存する個人に関する情報 → 死者の個人情報は改正法の適用外

3 個人情報の取扱い

個人情報の収集や提供等に関するルールが全国共通化

⇒ 都道府県独自の例外的取扱いが認められなくなる。

4 自己情報の開示等請求の手續

郵送や任意代理人による開示請求が可能になるなど、県民が開示請求をしやすくなる方向で手續が改正

5 匿名加工情報の提供制度の導入

データ利活用の一環として、同制度を改正法施行と同時に開始する。

6 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

改正前は各機関が自身で個人情報保護制度を運用・監督していたが、改正後は個人情報保護委員会が国、民間、各地方公共団体の全てを一括管理